

○自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について

令和7年3月24日

道本交規第4428号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
自動車の保管場所証明等については、これまで「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱の制定について」（令3. 3. 18道本交規第4324号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、令和6年5月に自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律145号）が改正され、令和7年4月1日より保管場所標章が廃止されることに伴い、旧通達に規定する様式を削るなど所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「自動車の保管場所証明等事務取扱要綱」を定め、令和7年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

自動車の保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「令」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び北海道公安委員会手数料条例（平成12年道条例第30号。以下「手数料条例」という。）に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明、保管場所の届出の受理等（以下「保管場所証明等」という。）に係る事務を適正かつ効率的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項の定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。
- (2) 運送事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る。）の用に供する自動車をいう。
- (3) 保有者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する保有者をいい、自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。
- (4) 自動車の管理責任者 自動車の保有者から当該自動車について一定期間継続して管理を委託され、その運行に関して責任を有する者をいう。
- (5) 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。
なお、この場合の「通常」とは、令第1条各号の全ての要件を備えたもので、自動車を運行する根拠地としての性格及び使用の反復、継続性を有するものであることをいう。
- (6) 使用の本拠の位置 原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地をいう。
- (7) O S Sシステム 自動車を保有するために必要な手続並びに税及び手数料の納付を電気通信回線によって一括して行うことができる自動車保有関係手続のワンストップサービスを行うシステムをいう。O S Sシステムは、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構築される。
- (8) 北海道警察自動車保管場所証明システム O S S推進警察協議会が設置したO S S警察共同利用型システムに接続するため北海道警察が整備したシステム（以下「保管場所システム」という。）をいう。

- (9) 保管場所証明通知 自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の署長が行う通知で、保管場所システムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。
- (10) 保管場所証明通知申請 保有者が、署長に対して、保管場所証明通知を行うことを求める手続をいう。
- (11) 電子申請 O S Sシステムを使用して行う保管場所証明通知申請をいう。

第3 保管場所証明申請等の必要書類（電子申請を除く。）

自動車保管場所証明申請、保管場所届出の種別ごとの必要な書類は、次表のとおりとする。

種別	関係書類	
	申請書又は届出書	添付書類
保管場所証明申請	規則別記様式第1号及び別記第1号様式の「自動車保管場所証明申請書」各1通	(1) 別記第2号様式の「保管場所使用権原疎明書面（自認書）」又は別記第3号様式の「保管場所使用承諾証明書」。 (2) 別記第4号様式の「保管場所の所在図・配置図」
保管場所届出	規則別記様式第2号の「自動車保管場所届出書（新規・変更）」1通	(3) 保管場所として使用する権原を有することを疎明できる書面（(1)が得られない場合）

第4 保管場所証明等の事務の取扱警察署

保管場所証明等の事務の取扱いは、当該自動車の保管場所の位置を管轄する警察署において行うものとする。ただし、次表の地域については、当該警察署の駐在所において取り扱うことができる。

地域	警察署	駐在所
奥尻郡奥尻町	江差警察署	奥尻駐在所
利尻郡利尻町	稚内警察署	杓形駐在所
利尻郡利尻富士町		鷲泊駐在所
礼文郡礼文町		香深駐在所
苫前郡羽幌町大字焼尻	羽幌警察署	焼尻駐在所
苫前郡羽幌町大字天売		天売駐在所

第5 事務処理期間

保管場所証明等に係る事務処理に要する標準処理期間は、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定に基づく北海道行政手続条例（平成7年道条例第19号）の定めるところによる。

第6 電子申請を除く保管場所証明等の事務処理要領

保管場所証明等に関する事務処理に当たっては、保管場所システムにより処理するものと

する。

(1) 保管場所証明申請の受理

保管場所証明申請に係る書類の受理は、自動車保管場所証明申請書（以下「保管場所証明申請書」という。）、添付書類等の記載事項及び保管場所としての適合性について点検を行い、その申請内容に不備がないことを確認すること。

(2) 自動車保管場所データ入力事務の委託

警察本部長は、保管場所証明等に関する保管場所システムへのデータ入力及び付随する事務を法人に委託することができる。

(3) 手数料の徴収（電子申請を除く。）

ア 保管場所証明申請

保管場所証明書交付等申請手数料は、申請時に別記第1号様式の自動車保管場所証明申請書の収入証紙貼付欄に手数料条例で定める額の北海道収入証紙（以下「収入証紙」という。）を貼付させるものとする。

イ 収入証紙の消印

収入証紙の消印は、別に定めるところにより行うこと。

(4) 保管場所の現地調査

ア 現地調査

保管場所証明申請を受理したときは、申請に係る保管場所について、現地調査を行うこと。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、現地調査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体の申請に係るもの

(イ) 国又は地方公共団体の発行する保管場所使用承諾証明書が添付され、かつ、当該保管場所の確保が確実であると認められるもの

(ウ) 「一時輸入自動車」で、一般社団法人日本自動車連盟の認証を受け、かつ、保管場所の確認書面が添付された申請に係るもの

(エ) 災害その他の事情により現地調査の実施が困難又は不要と認められる申請に係るもの（警察本部との調整を終えたものに限る。）

イ 現地調査の委託

警察本部長は、現地調査の事務を法人に委託することができる。

現地調査は、原則として委託された調査員が行うこととし、次の事項に該当する場合は、警察職員による調査を行うものとする。

(ア) 現地調査業務委託先から保管場所が「不相当」とであると報告を受けたもの

(イ) (ア)の事項のほか申請内容等から警察職員による調査が必要と署長が認めたもの

(5) 保管場所の適否判断基準

保管場所の適否判断基準は、令第1条各号に規定する保管場所の要件による。

(6) 現地調査結果の報告

署長は、調査を実施した結果について、速やかに報告させること。

(7) 保管場所証明書の交付

(4)の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められるときは、自動車保管場所証明書を交付するものとする。

なお、自動車保管場所証明書交付後の訂正は認めないものとする。

第7 保管場所の届出の事務処理要領

1 保管場所届出の受理

保管場所届出（以下「届出」という。）の受理は、第6の(1)の事項に準じて行うものとする。

2 届出の不受理

軽自動車の届出に係る使用の本拠の位置が軽自動車適用地域以外の場合は、受理しないものとする。

第8 電子申請による保管場所証明等の事務処理要領

1 保管場所証明通知申請の受理

電子申請に係る受付は、保管場所システムにより行うものとし、保管場所証明申請書及び添付書類を出力して確認するものとする。この場合において、不備があるときは、保管場所システムに指導事項を入力して申請者等に補正を求めるものとする。

なお、添付書類として必要な書類は、第3の事項に準じて取り扱うこと。

2 手数料の徴収

電子申請に係る手数料は、手数料条例第3条第2項で定める方法により徴収するものとする。

なお、警察本部交通規制課は、当該事務処理を行うとともに、納付情報を出力し警察本部会計課へ送付するものとする。

3 保管場所の現地調査

保管場所の調査については、第6の(4)の事項により行うものとする。

4 保管場所証明通知

3の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められるときは、申請者等に対する保管場所証明書の交付に代えて、保管場所システムにより保管場所証明通知を行うものとする。

5 保管場所証明通知申請に対する証明不可の通知

3の事項の現地調査により、保管場所が確保されていると認められないときは、保管場所システムにより申請者等に対し、証明不可の通知を行うものとする。この場合、当該通知には審査請求に関する教示及び取消訴訟に関する教示を付すものとするが、電子申請に係る手数料は、還付しないものとする。

第9 細部事項

この要綱に定めるもののほか、保管場所証明等に関し必要な細部事項については、別に定める。

※ 別記様式は省略